

全国クルーズ活性化会議規約

平成26年6月26日から施行

(名称)

第1条 本会は、「全国クルーズ活性化会議」と称する。

(目的)

第2条 本会は、外航クルーズ船の寄港促進等に関し、共通の視点・課題を有する港湾管理者等が集い、全国レベルでクルーズ振興、誘致等を図り、港を通じた地域振興・経済の活性化等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) クルーズ活性化のための情報収集・情報提供・情報交換
- (2) クルーズ活性化に関する提言
- (3) その他、本会議の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する港湾管理者及び当該港湾管理者の港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体並びに当該港湾管理者が第2条の目的を達成するために必要と認める地方公共団体とする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 本会は会費を徴収しない。但し、本会の活動への参加に要する交通費等については、各会員が負担する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名程度

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあった時又は欠けたときは、会長の職務を代行する。

4 役員は、第14条で定める総会に本人が出席するよう努めるものとする。

(選任)

第8条 会長及び副会長は会員の代表者の中から総会において選任する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とし、選任から2年後の時点を含む年度に開催される総会において後任者が選任されるまでとする。但し再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

(顧問)

第11条 必要に応じ、本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じて本会の活動に関する意見を述べることができる。

(名誉顧問)

第12条 任期を満了した会長は、後任者の会長の最初の任期中に限り、名誉顧問に就任する。

2 名誉顧問は、会長の求めに応じて本会の活動に関して助言するとともに、後任者が所属する団体への第20条で定める事務局の引き継ぎについて協力する。

(オブザーバー)

第13条 会長は、本会議の事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、会員以外のものをオブザーバーとして招集することができる。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改正
- (2) 役員の選任
- (3) 活動計画
- (4) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長に対して、会員の3分の1以上の請求があったとき。

3 総会の開催場所は、会長が指定するものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第17条 総会の定足数は、委任状による出席を含め、会員の過半数とする。

(議決)

第18条 会員は、総会において1票の票決権を有する。

2 総会の議決は出席会員の過半数をもって決するものとし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第19条 総会の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事から構成される。

3 幹事長は、会長が所属する団体、幹事は、各会員がそれぞれの職員のうちから指名する者とする。

4 幹事会は、本会の運営及び活動の企画・立案等を行う。

5 第15条第3項、第16条及び第17条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長が所属する団体の職員で構成する。

3 副会長は、会長の求めに応じて副会長が所属する区域（地方整備局港湾空港部、北海道開発局又は沖縄総合事務局の管轄区域をいう）に関する事務の処理について、事務局に協力するものとする。

(退会)

第21条 本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第22条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が総会の審議を経て定める。

附 則

この規約は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月26日から施行する。